令和６年（ワ）第３７２８号
「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件　外
原　　告 [redacted] 外
被　　告　　株式会社ＪＥＲＡ　外９名

証　拠　説　明　書（甲 A29 の 3～32）

２０２５（令和７）年１２月２０日

名古屋地方裁判所　民事６部合議Ａ係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　　原　田　彰　好

同　　浅　岡　美　恵

同　　小　島　寛　司　ほか

甲Ａ号証	標　目	原本、写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
２９の３	ハム上級裁判所判決（日本語訳）	写し	2025年5月28日	弁護士千葉恒久	ペルーの農民・山岳ガイドが、ドイツ最大の電力供給企業であるＲＷＥ社に対して起こした訴訟についての２０２５年５月２８日ハム上級裁判所判決の内容、同判決は、ＲＷＥ社が発電所の操業を通じて温室効果ガスを大気中に排出し、その排出は温室効果ガスの全体的な濃度を高め、地球温暖化を促進し、その結果、パルカコチャ湖の上空にある氷河の融解が加速し、湖の水量が危険なレベルまで上昇し、壊滅的な氾濫の危険性が高まる、との原告の主張を一定範囲で認め、被告の累積的排出行為と、原告の所有権侵害の危険との間に因果関係を認めたこと　等。	
３０	国連総会決議	写し	2023年3月29日	国際連合総会	国連総会が、２０２３年３月２９日、ＩＣＪに対し、（１）気候変動に関する国家の法的義務の有無、（２）そのような義務に違反した国家の法的責任	

					の帰結は何かについて、勧告的意見の提出を要請する決議を採択したこと。	
３０の２	同上暫定訳	写し	2025年12　月15日	原告ら訴訟代理人弁護士	同上。	
３１	法の支配に基づく新たな気候変動対策時代の幕開け―国際司法裁判所の勧告的意見を読み解く	写し	2025年8 月 8 日	国立環境研究所 久保田泉	ＩＣＪが勧告的意見を公表した経緯。 ※国立環境研究所ウェブサイト（https://www.nies.go.jp/social/navi/colum/ICJ_AO_climate.html）より取得（2025年12月14日最終アクセス）。	
３２	最判昭和４３年７月４日集民９１号５６７頁	写し	1968年7 月 4 日	最高裁判所	同判決は、「いまだ損害が発生しないのにかかわらず」将来損害を生ずるおそれがあることを理由として、その予防のために工作物の修復を求め、さらにその修復を終えるまで「その使用の差止を求めることは、なし得ない」としたものであり、加害行為による損害がすでに発生し、その加害行為が継続し、又は継続されるおそれが十分に認められる場合についての判示ではないこと、民法７０９条について「将来の差止請求権が認められる余地がない」と明示的に判示したものではないこと等。	

以上